平成19年4月

平成18年の暴力団情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課企画分析課

平成18年の暴力団情勢目次

1	平	成	1	8	年	の	暴	力	团	の	情	勢	ح	対	策	の	主	な	特	徴		•	•	•	•	•	•	1
2	暴	力	丑	情	勢		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(1)		暴	力	寸	構	成	員	等	の	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(2))	主	要	暴	力	寸	の	動	向		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	ア		Щ		組	の	動	向			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1		住	吉	会	の	動	向			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	ウ		稲	JI	会	の	動	向			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3	暴	力	4	犯	罪	の	検	挙	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(1)		全	般	的	検	挙	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(2)		検	挙	状	況	か	5	み	た	暴	力	寸	犯	罪	の	特	徴	的	傾	向	•	•	•	•	•	•	1	C
(3)		主	要	3	寸	体	に	係	る	犯	罪	の	検	挙	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
(4)		組	織	的	犯	罪	処	罰	法	の	適	用	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
(5)		対	立	抗	争	事	件	の	発	生	状	況	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	ア		対	立	抗	争	事	件	の	発	生	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	1		銃	器	発	砲	事	件	の	発	生	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	ウ		け	Ь	銃	押	収	丁	数		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
(6)		資	金	獲	得	犯	罪	の	検	挙	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	ア		伝	統	的	資	金	獲	得	犯	罪		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	1		企	業	活	動	を	利	用	U	た	資	金	獲	得	犯	罪		•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	ウ		企	業	対	象	暴	力	及	び	行	政	対	象	暴	力		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	エ		金	融	•	不	良	債	権	関	連	事	犯		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	オ		詐	欺	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	カ		窃	盗	及	び	強	盗		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9

	+		最	近	の	暴	力	寸	の	資	金	獲	得	犯	罪	の	特	徴		•	•	•	•	•	•	•	2	0
4	暴	力	4	対	策	法	の	施	行	状	況	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
(1)		指	定	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
(2)		行	政	命	令	の	発	出	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	ア		中	止	命	令		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	1		再	発	防	止	命	令		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	ウ		事	務	所	使	用	制	限	命	令		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
(3)		命	令	違	反	事	件	の	検	挙	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
5	暴	力	4	排	除	活	動	の	現	状		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
(1)		行	政	対	象	暴	力	対	策	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
(2)		民	事	訴	訟	支	援	等	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
(3)		各	種	業	及	び	公	共	事	業	か	5	の	暴	力	寸	排	除		•	•	•	•	•	•	•	2	8
(4)		プ	П	野	球	球	場	等	か	5	の	暴	力	寸	排	除	活	動		•	•	•	•	•	•	•	2	9
(5)		公	共	施	設	等	か	5	の	暴	力	寸	排	除		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
(6)		新	た	な	分	野	に	お	け	る	暴	力	寸	排	除	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	3	1
	ア		生	活	保	護	の	不	正	受	給	対	策	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	1		独	立	行	政	法	人	都	市	再	生	機	構	の	賃	貸	住	宅									
													か	5	の	暴	力	寸	排	除	の	推	進		•	•	3	1
	ウ		高	速	道	路	事	業	か	5	の	暴	力	寸	排	除	の	推	進		•	•	•	•	•	•	3	1
	ェ		証	券	取	引	か	5	の	暴	力	寸	排	除	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
(7)		暴	力	4	関	係	相	談	の	受	理	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
(8)		暴	力	団	構	成	員	の	離	脱	促	進	`	社	会	復	帰	対	策	の	状	況		•	•		3	2

1 平成18年の暴力団の情勢と対策の主な特徴

暴力団情勢に関しては、依然として、山口組、住吉会及び稲川会の3団体(以下「主要3団体」という。)による寡占化の状態が続いているほか、特に山口組の構成員については、平成18年末現在で、全暴力団構成員の約半数を占め、山口組への一極集中が顕著である。

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動 を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうするなど、更なる不透明化がみられる。

本年は、特に以下の特徴がみられる。

対立抗争事件数が初めてゼロ。暴力団等による銃器発砲事件数も最少に

・・・表面的な暴力の抑止には成果。しかし、引き続き徹底した対策が必要

平成18年は、対立抗争事件として計上した事案はなかった。対立抗争事件数がゼロとなったのは、対立抗争を起こした組織の名称が確認できる詳しい資料のある昭和58年以来、初めてである。 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数は36件で、昭和51年以降で最少となり、最多であった昭和60年の326件の約11%と、大きく減少している。

組長に対する使用者責任の追及等の対策により、暴力団の表面的な暴力の抑止には一定の成果がみられた。しかしながら、道仁会の内紛に起因する銃器発砲等が発生するなど、依然として暴力団の危険な本質は全く変わっておらず、引き続き、徹底した対策が必要である。

暴力団準構成員の数が構成員の数を初めて逆転

・・・深刻な不透明化。暴力団関係企業等への対策が急務

平成18年末現在の暴力団構成員の数は約4万1,500人、準構成員の数は約4万3,200人で、統計が残る昭和33年末以降、初めて、準構成員の数が構成員の数を上回った。構成員が減少する一方、準構成員が増加する傾向は、平成8年末以降続いている。

準構成員が構成員を上回る事態は、暴力団をめぐる深刻な不透明化が新たな段階に入ったともいえ、実態解明の推進や、暴力団の外側の暴力団関係企業等が暴力団へ資金提供等する構図への対策が正に急務となっている。

注:準構成員とは、「暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を 行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持若し くは運営に協力し、若しくは関与するもの」をいう。

このように、暴力団対策においては、暴力団員であるか否かという観点のみでは対応し切れなくなっており、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を念頭に、幅広く、その行為態様や暴力団との関係等に着目していく必要がこれまでになく高まっている。

この点を踏まえ、以下のような対策を強力に推進している。

談合事件等の相次ぐ摘発と公共工事から暴力団に資金が流れる構図の露呈

・・・犯罪対策閣僚会議暴力団資金源等総合対策ワーキングチームによる対策の検討

昨年は、公共工事をめぐる談合事件等の摘発が相次いだ。そのうち、暴力団関係の事件等では、 公共工事について談合していた稲川会傘下組織関係建設会社が、同傘下組織に恒常的に 資金提供していた事例(山梨、1月検挙、2月県指名停止、5月関東地方整備局指名排 除)

山口組傘下組織組長らが、談合業者から受注額の一定割合を上納金として受け取った見返りとして、談合に応じない業者の工事を妨害した事例(高知、7月検挙)などがみられた。

これらの利権の構図において、暴力団は、暴力団の威力を背景に、 談合を拒否する業者への 圧力、 地元対策の仕切り、 他の暴力団からの防衛等の役割を期待され、業者から資金提供を 受けるという「持ちつ持たれつ」の関係にある実態がうかがわれる。

このような実態も踏まえ、平成18年6月には、犯罪対策閣僚会議において、関係省庁が連携して、暴力団の資金獲得活動の巧妙化等に対する効果的な対策を検討することとされ、「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」において、公共事業からの暴力団排除についての検討が始まった。12月、ワーキングチームは、暴力団と特定の関係を有する業者を公共工事から排除する仕組み、暴力団員等から不当要求等があった場合の行政や警察への通報報告義務付け等を盛り込んだ報告をまとめた。

今後、これらの報告に盛り込まれた施策を具体化するとともに、公共工事から暴力団に資金が 流れることを禁止・遮断するための更なる施策について検討していく必要がある。

証券取引からの暴力団排除活動の展開

・・・警察庁と東京証券取引所等の協議会の設置等

証券取引をめぐる犯罪等は、他の資金源と比較して、はるかに多額の資金を、しかも比較的短期間に獲得できる可能性がある。そのため、暴力団が証券取引をめぐる犯罪等によりばくだいな資金を獲得することを防止することは、他の小口の資金源対策にも増して、より一層重要である。この点も踏まえ、平成18年12月、警察庁と東京証券取引所等は協議会を設立し、証券取引からの暴力団排除のため、今後のよりきめ細かな情報交換の在り方について協議を進めることにした。

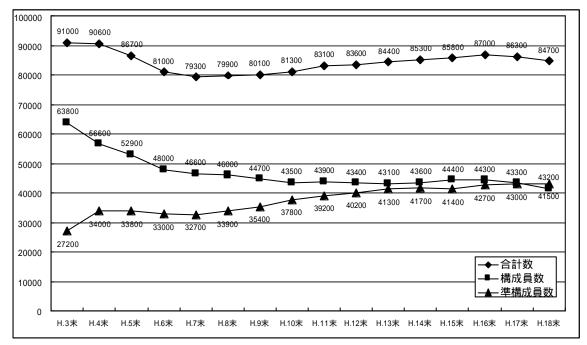
2 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員(以下「暴力団構成員等」という。)の数は、平成18年末現在約8万4,700人で、10年ぶりに減少に転じた前年と比べ、さらに約1,600人減少した。うち、暴力団構成員の数は約4万1,500人で前年に比べ約1,800人減少している一方、準構成員の数は約4万3,200人で前年に比べ約200人増加し、統計が残る昭和33年末以降初めて、準構成員の数が構成員の数を上回った(図表1-1)。

また、主要3団体の暴力団構成員等の数は約6万1,600人(全暴力団構成員等の約72.7%)で、このうち暴力団構成員の数は約3万1,600人(全暴力団構成員の約76.1%)であり、主要3団体による寡占化の状態に変わりはないといえる(図表1-2)。

中でも山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、依然として一極集中の状態が顕著であるといえ、全暴力団構成員等の数の約46.9%(うち構成員については全暴力団構成員の約49.6%)を占めている。



図表1-1 暴力団構成員等の推移

図表1-2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

							18年末	17年末からの増減	全体の構成比
				構	成	員	20,600	-1,100	
	六代	は目山	口組	準	構成	員	19,100	-200	46.9%
主					計		39,700	-1,300	(構成員49.6%)
主要三				構	成	員	6,100	-200	
\equiv	住	吉	会	準	構成	員	6,300	100	14.6%
団体					計		12,400	-100	(構成員14.7%)
14				構	成	員	4,900	-100	
	稲	Ш	会	準	構成	員	4,600	100	11.2%
					計		9,500	0	(構成員11.8%)
				構	成	員	31,600	-1,400	
三	4	体 1	合 計	準	構成	員	30,000	0	72.7%
					計		61,600	-1,400	(構成員76.1%)

(2) 主要暴力団の動向

ア 山口組の動向

六代目組長の収監から1年が経過した山口組は、組織のナンバー2を中心に内部統制及び体制の強化を図るとともに、依然として、他団体に対する勢力の誇示、影響力の拡大を行い、組織内外にその結束力をアピールしている。

しかし、反面、現体制における主導権争いや他の暴力団組織との関係等、組織内外に不安定 要素がうかがわれるところであり、トップ不在という不安定な状態は否定できないといえる。

平成18年中における主要な動向は、以下のとおりである。

(ア) 勢力等の誇示

新年会の開催

1月、山口組総本部において、六代目組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である指定暴力団五代目会津小鉄会等全国7つの指定暴力団等のトップらの参加を得るなど、全国に山口組の勢力を誇示した。

歴代組長の法要

4月、比叡山延暦寺において山口組歴代組長の法要を営み、組織内外にその結束力をア ピールした。

山口組組碑開眼式の開催

神戸市内の霊園に、山口組組碑及び歴代山口組直参組員(物故者)の名前が刻まれた墓標を建立し、8月、同組碑の開眼式を行った。

同開眼式には、直参組員約90人が出席するなど、組織内外にその結束力をアピールした。

(イ) 他団体との関係構築

山口組は、六代目体制発足後、全国の単独団体との関係構築を積極的に行い、勢力あるいは影響力の拡大を図っているが、平成18年中においても、10月、山口組内の有力2次組織幹部と東京都に本拠を置く指定暴力団稲川会有力幹部が擬制血縁関係を結び、五代目山口組時代とは違う新たな稲川会との関係を構築した。

また、11月には、現在収監中の六代目組長と岡山県に本拠を置く指定暴力団三代目浅野組組長が擬制血縁関係を結ぶことが決定し、これにより両組織が親戚団体となるなど、影響力の拡大を図った。

このほかにも、他の暴力団組織の跡目争いへの介入、あるいは他の暴力団組織との新たな関係の構築が取りざたされているなど、山口組の勢力あるいは影響力拡大動向は、今後も続いていくものと考えられ、これらの行動が、今後、全国の暴力団情勢に影響を及ぼし、他の暴力団組織との火種となる危険性をはらんでいる。

(ウ) 体制の強化

組長不在の中、6月、組織のナンバー2の秘書的役割のポストを新設するとともに、直参

組長2名をこのポストに就け、体制の強化を図った。

また、11月、幹部組員1名を執行部に昇格させ、執行部体制の強化を図った。

イ 住吉会の動向

住吉会では、3月に新階層の増設、執行部の増員及び新役員人事による組織固めと思われる 動きがみられた以降、わずかな役員人事があったものの特異動向はみられなかった。

また、住吉会は、構成員数において山口組に次ぐ勢力を有し、関東近県に強固な地盤を持つ 組織であるところ、平成17年9月に、都内に本部事務所を置く國粹会が、山口組に吸収されそ の傘下組織となったことにより、都内での山口組傘下組織の活動が活発化している状況がうか がわれることから、今後、利権をめぐっての住吉会と山口組とのトラブルも予想される。こう したことから、山口組との対立を含め、その動向が注目される。

ウ 稲川会の動向

(ア) 四代目会長の就任

稲川会は、平成17年5月、三代目会長が死亡し、以後、集団指導体制を維持していたが、会長の一周忌を終えた平成18年6月ころから会内の跡目争いが表面化した。この会内の主導権争いは一向に収束せず、7月には、横浜市所在の傘下組織事務所において会長候補とされていた有力幹部による四代目会長の継承式が行われる一方で、同日、静岡県熱海市所在の稲川会本家においても三代目会長の実子による五代目継承式が行われるという、事実上の分裂状態に発展した。

数日のうちに四代目会長への一本化が図られたが、この過程には他の暴力団組織の介入が認められるなど、かつては総裁を中心とした強固な体制を誇っていた組織にゆがみが生じているとも考えられ、今後、他の在京団体との関係や関東進出を図る山口組とのパワーバランスに影響が出ることも考えられる。

(イ) 新体制の構築

四代目会長の就任後、反体制派の処分や役職の新設等による組織階層の変更を行い、体制 を刷新強化するとともに、指揮系統の充実を図った。

(ウ) 山口組との関係強化

四代目体制発足後、稲川会有力幹部と山口組2次組織の有力幹部同士による擬制血縁関係 が結ばれるなど、山口組との新たな関係を構築し、その強化を図った。

3 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成18年中における暴力団構成員等の検挙人員は28,417人で、前年に比べ1,209人減少している。 このうち構成員の検挙人員は8,471人で、前年に比べ254人、準構成員の検挙人員は19,946人で、 前年に比べ955人それぞれ減少している(**図表2-1、2**)。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は18,016人、特別法犯は10,401人で、前年に比べ、刑法犯は613人、特別法犯は596人それぞれ減少している(**図表2-1**)。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が6,043人(構成比21.3%)と最も多く、次いで傷害が3,881人(同13.7%)、窃盗が3,139人(同11.0%)、恐喝が2,523人(同8.9%)、詐欺が1,785人(同6.3%)の順になっている**(図表2-1)**。

さらに、暴力団構成員等の検挙件数は57,577件で、前年に比べ1,349件増加している**(図表2-3)**。

図表 2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較

_	_		左	F次	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	前年比
罪利				~~~						
	殺強				299	313	310	258	183	-75 -103
	放				652	755	727	696	593 40	-103
	強				77	61 132	61 137	42		- <u>-</u> 2
	岚	器準	備集	姦合	180 109	136	92	114 39	103 31	-11
ш	暴	64年	佣 朱							79
刑	傷			<u>行</u> 害	1,231 4,904	1,273 4,651	1,233 4,319	1,297 3,972	1,376 3,881	-91
	魯			迫	4,904	551	4,319	543	612	69
	热				2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	-96
	寄			盗	2,934	3,396	3,265	3,198	3,139	-59
	詐			一鼾	1,695	1.701	1,821	1,712	1,785	73
	横			領	117	101	108	86	97	11
法	受	書	偽		462	357	323	243	309	66
14	觰		my	博	1,374	780	837	845	685	-160
	わわ	いせつ	物頒者	5 学	62	80	128	202	197	-5
	公	<u>v. ピン</u> 務 執	70 旗 1 行 妨		493	543	569	525	488	-37
	~		<u> </u>	方害	80	83	98	57	22	-35
	犯	<u>, フラ麻</u> 人	蔵	"	99	82	69	61	84	23
	証	\(\)		迫	6	13	3	16	8	-8
犯	蓮	捕	監	禁	471	444	414	336	299	-37
100			力業務	妨害	86	82	102	88	63	-25
	器	<u>物数数数</u>	////////////////////////////////////	/// 填	641	618	637	642	631	-11
	幕		行	為	59	73	126	71	82	11
	き	の他	刑法	犯	911	1,031	896	1,024	807	-217
	刑	法犯		計	20,405	20,265	19.472	18,629	18,016	-613
	出		難民認		40	27	42	85	63	-22
	軽	犯	罪	法	282	291	293	238	288	50
	め	いてい	者規制		7	3	7	6	2	-4
	迷	惑 防	止 条	例	208	237	215	342	244	-98
特	暴	力 団	対策	法	14	17	21	14	5	-9
	自	転 車	競技	法	132	99	81	93	66	-27
	競	具		法	151	100	186	59	48	-11
	Ŧ	ー ター ボ	一卜競力		88	41	55	41	47	6
	小		車 競力		0	0	0	0	0	0
	風	営 適	<u>正 化</u>		313	263	435	412	503	91
	青	少年保護	賃育 成 🤅		93	99	99	117	106	-11
	売	<u>春</u> り	<u>5</u> 止	<u>法</u>	253	260	267	273	182	-91
別	児	童福	祉	法	148	133	204	107	122	15
	出	企		法	68	258	160	90	93	3
	貨宅	金業	<u>規制</u>	<u>法</u>	52	130	129	72	96	24
	<u>七</u>	地建物	取引		5	1	8	4	3	-1
	<u>建</u> 銃	設工	業	法法	20	18	34	38	33	-5 126
	並ル カン・	遊 粘	J 日7 4年		588	602	597	440	566	126
	쓽	<u>薬類</u> 薬等	取締		8	3	4	172	1 1 1 1 1 1	-5 -32
法		<u>楽寺</u> へ	りん	法	44	84	170	173	141	-32
冮	大	麻耶		法	8 381	<u>0</u> 515	530	602	736	134
	分	<u>M 5</u> せい斉	以 新 リ 取	法	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	-767
	毒	劇	<u>」 取 </u>	法	190	242	211	185	189	4
	廃	棄物	処 理	法	225	260	181	199	225	26
	労	<u>来 177</u> 働 基		法	6	5	4	5	9	4
	職	業		法	36	28	57	28	26	-2
	健		<u>、 </u>	法	1	0	2	0	4	4
犯			`		11	4	6	12	19	7
-	旅	<u>第 1 </u>		法	8	9	3	5	4	-1
	麻	薬等	, 特 例		40	35	19	44	34	-10
	そ	の他の	特別沒	去犯	300	505	421	497	503	6
	特	別法	犯 合		10,419	10,285	9,853	10,997	10,401	-596
総		14	,,, н	計	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	-1,209
NYC)				н	00,02 T	55,000	20,020	20,020	_0, 117	.,200

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

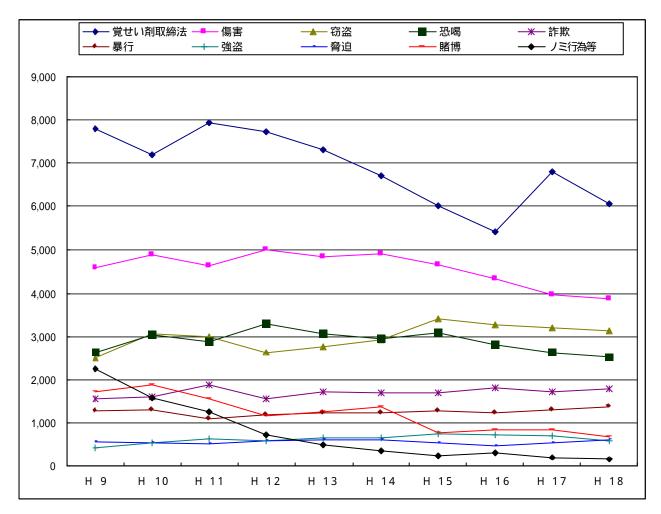
~ 罪利		平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	前年比
	殺 人	151	169	156	108	77	-31
	強盗	177	182	189	177	163	-14
	放火	18	23	16	12	12	0
	強姦	46	40	33	24	23	-1
	凶器準備集合 暴	10	34	16	26	15	-11
刑	暴 行 傷 害	466	499	446	446	476	30
	傷害	1,803	1,742	1,539	1,436	1,450	14
	脅 迫	310	269	236	275	322	47
	恐 喝	1,325	1,462	1,358	1,232	1,197	-35
	窃盗	688	837	739	658	634	-24
	詐 欺	465	469	483	485	540	55
	横 領	29	30	31	24	26	2
法	文 書 偽 造	136	126	111	100	111	11
	賭博	117	72	90	97	66	-31
	わいせつ物頒布等	8	9	8	15	8	-7
	公 務 執 行 妨 害	144	149	180	135	137	2
	こち競売等妨害	32	31	36	25	5	-20
	犯し人蔵を	52	43	33	27	46	19
	証	2	8	3	10	5	-5
犯	逮捕監禁	222	210	182	165	115	-50
70	信用毀損・威力業務妨害	37	47	36	27	29	2
	器物損壞	244	250	198	209	230	21
	暴力行為	34	43	75	31	52	21
	その他刑法犯	306	377	303	324	253	-71
	刑法犯合計	6,790	7,090	6,461	6,043	5,987	-56
	出入国管理 難民認定法	8	4	5	11	3,307	-7
	軽 犯 罪 法	88	133	142	127	138	11
	めいてい者規制法	4	2	2	2	1	-1
	迷惑防止条例	172	138	80	81	71	-10
特	暴力団対策法	14	15	21	13	4	-9
10	自転車競技法	52	32	34	48	23	-25
	競馬法	29	20	36	9	2	-7
	モーターボート競走法	20	13	22	9	16	7
	小型自動車競走法	0	0	0	Ö	0	0
	風営適正化法	31	30	24	46	36	-10
	青少年保護育成条例	39	43	30	26	36	10
		23	24	27	37	19	-18
別	<u>売 春 防 止 法</u> 児 童 福 祉 法	72	45	71	23	35	12
ניני	出資法	25	77	46	35	29	-6
	貸金業規制法	23	63	53	29	39	10
	宅地建物取引業法	4	03	1	1	0	-1
	建設業法	3	3	4	8	6	-2
	医 	295	276	249	164	217	53
	火薬類取締法	6	1	1	3	1	-2
	麻薬等取締法	11	23	38	35	17	-18
法	あって ん 法	0	0	0	0	0	0
14	大麻取締法	55	66	76	67	97	30
	大 麻 取 締 法 覚 せ い 剤 取 締 法	1,896	1,786	1,514	1,688	1,445	-243
	毒 劇 物 法	46	53	34	38	23	-15
	廃棄物処理法	63	52	54 54	31	74	43
	労働基準法	2	0	1	2	4	2
		15	10	24	14	9	-5
	健康保険法	0	0	1	0	1	1
犯							-3
10		6	3	4	8	5	2
		5	10	9	21	3 12	-9
		18	19				
	その他の特別法犯	92	3 020	114	105	117	12
445	特別法犯合計	3,117	3,020	2,719	2,682	2,484	-198
総	計	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	-254

図表2-3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の比較

罪和	植名	F次	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	前年比
<u> </u>	殺	入	159	184	173	146	126	-20
	強	盗	382	483	413	413	440	27
	放	一灭	51	51	38	34	52	18
	強	姦	146	127	99	110	108	-2
	凶器準備集	合	8	6	11	6	3	-3
刑	暴	行	1,040	1,050	1,074	1,166	1,313	147
/''	傷	害	3,560	3,466	3,208	3,125	3,308	183
	<u> </u>	<u></u> 追	477	477	423	468	551	83
		喝	2,221	2,313	1,999	1,921	1,968	47
	窃	盗	19,607	23,444	23,640	25,930	27,023	1,093
	<u>;</u>	欺	3,835	3,643	3,148	3,362	3,537	175
	横	領	116	126	105	99	102	3
法		造	951	906	698	457	602	145
14	賭	博	238	133	136	138	127	-11
	わいせつ物頒れ		40	59	102	135	144	9
	公務執行妨	害						70
			492	547	556	536	606	
	うち競売等す		37	34	40	22	10	-12
	犯 人 蔵	置	72	<u>58</u>	57	45	68	23
~ _	証 人 威	迫	5	7	3	11	9	-2
犯		禁	225	204	205	181	168	-13
	信用毀損·威力業務		47	62	52	53	51	-2
	器物損	壊	789	771	876	966	965	-1
	暴力行	為	27	36	70	49	43	-6
	その他刑法	犯	1,326	1,422	1,858	1,726	1,429	-297
	刑法犯合	計	35,814	39,575	38,944	41,077	42,743	1,666
	出入国管理·難民認	<u>定法</u>	56	62	49	93	93	0
	軽 犯 罪	法训法	285	295	287	245	338	93
	めいてい者規制	<u>il 法</u>	5	3	9	6	3	-3
	迷 惑 防 止 条 暴 力 団 対 策	例	194	200	190	310	239	-71
特	暴力団対策	法	13	14	18	17	8	-9
	自 転 車 競 技	法	68	41	41	42	35	-7
	競馬	法	37	26	26	13	34	21
	モーターボート競力	走法	25	14	19	13	12	-1
	小型自動車競力	E法	0	0	1	0	0	0
	風 営 適 正 化	法	237	209	274	282	393	111
	青少年保護育成第	長 例	157	158	131	128	150	22
	売 春 防 止	法	316	594	604	945	352	-593
別	児 童 福 祉	法	155	121	173	125	159	34
	出資	法	69	238	155	98	116	18
	貸 金 業 規 制	法	87	186	131	89	100	11
	宅地建物取引	美法	2	3	3	2	2	0
	建設業	法	9	9	17	21	23	2
	銃 刀	法		856	783	653	745	92
	火薬類取締	法	23	23	26	19	15	-4
	麻薬等取締	法		209	377	435	393	-42
法	あ へ ん	法 法	9	5	0	3	2	-1
	大麻取締	法	668	801	855	946	1,196	250
	覚せい剤取締	: 法	9,206	8,169	7,341	9,539	9,192	-347
	毒劇物	法法法	183	253	209	192	239	47
	廃棄物処理	法	201	239	134	142	208	66
	労働基準	法	5	8	3	7	9	2
	職業安定	法	33	37	36	20	37	17
	健康保険	法	1	1	2	0	2	2
ΔĮ	労働者派遣事業	美法	7	8	5	9	6	-3
ت ا	旅券	法	13	14	5	5	5	0
	麻薬等特例	法	54	38	31	50	54	4
	その他の特別法		345	467	426	682	654	-28
	特別法犯合	計	13,403	13,301	12,361	15,131	14,814	-317
総	113 <i>11</i> 3 114 115 🗖	計	49,217	52,876	51,305	56,208	57,557	1,349
VACA		ВI	1 73,411	JZ,010	51,505	50,200	31,331	1,043

(2) 検挙状況からみた暴力団犯罪の特徴的傾向

平成18年中における暴力団構成員等の検挙人員については、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、傷害、窃盗、恐喝の順となっているが、ここ10年間はほぼ同じ傾向にある(**図表2-4**)。



図表2-4 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移

	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
覚せい剤取締法	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,408	6,810	6,043
傷害	4,589	4,882	4,618	5,021	4,838	4,904	4,651	4,319	3,972	3,881
窃盗	2,488	3,062	3,001	2,623	2,757	2,917	3,396	3,265	3,198	3,139
恐 喝	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523
詐 欺	1,572	1,618	1,880	1,556	1,723	1,695	1,701	1,821	1,712	1,785
暴行	1,280	1,285	1,087	1,185	1,222	1,231	1,273	1,233	1,297	1,376
強盗	442	546	638	596	651	652	755	727	696	593
脅 迫	557	534	516	591	613	606	551	487	543	612
賭博	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685
ノミ行 為等	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240	322	193	161

注:「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

(3) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

平成18年中における主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は23,394人、うち暴力団構成員の 検挙人員は6,911人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めている(図表2-5、6)。

年次 平 9 平10 平11 | 平12 | 平13 | 平14 平 15 平 16 平17 平18 暴力団構成員等の検挙人員(人) 32,109 32,985 32,511 31,054 30,917 30,824 30,550 29,325 29,626 28,417 うち山口組 14,715 15,903 16,515 15,394 15,354 15,958 16,272 15,421 15,675 4,118 4,131 4,261 4,106 4,570 4,211 4,441 4,557 4,464 4.559 4.296 3.888 3.978 4.601 4.306 3.972 3.935 3.823 4.022 23,392 24,635 25,037 23,796 23,812 24,141 24,648 23,801 24,117 23.394 (72.9) (74.7) (77.0) (76.6) (77.0) (78.3) (80.7) (81.2) 体に占める割合(%) (81.4)

図表 2 - 5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

図表2-6 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員の検挙人員の推移

	年次	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
	⊠分										
퉑	暴力団構成員の検挙人員(人)	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471
	うち山口組	4,879	4,913	4,946	4,914	4,856	5,016	5,371	4,720	4,459	4,429
	うち住吉会	1,588	1,503	1,524	1,464	1,378	1,401	1,425	1,310	1,228	1,214
	うち稲川会	1,454	1,504	1,616	1,409	1,227	1,336	1,209	1,272	1,297	1,268
	3 団体合計	7,921	7,920	8,086	7,787	7,461	7,753	8,005	7,302	6,984	6,911
L	全体に占める割合(%)	(73.7)	(74.6)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)	(79.5)	(80.0)	(81.6)

(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成18年中における暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織的犯罪処罰法)の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を16件検挙するとともに、犯罪収益等隠匿事件(第10条)を18件、犯罪収益等収受事件(第11条)を35件検挙している。平成12年の法施行以降、適用件数は増加傾向にあり、特に、マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等収受事件(第11条)の検挙の増加が顕著である(**図表2-7**)。

組織的な犯罪の加重処罰規定(第3条)を適用した事件については、

沖縄旭琉会傘下組織幹部(47)らが、暴力団組織の威力を利用して、みかじめ料徴収名下の不正権益を維持、拡大する目的で、飲食店経営者を脅迫して現金を喝取しようとした事例(沖縄、11月起訴)

など、暴力団が資金を獲得するために組織的に敢行した事例が大半であったが、

山口組傘下組織関係者(41)らが、組織的な賭博場を開設し、常習として、バカラ賭博 を行い、組織により利益を図った事例(愛知、11月起訴)

などのように、暴力団が暴力団関係者を利用して資金を獲得していた事例もみられた。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等隠匿事件(第10条)においては、

山口組傘下組織組員(32)らが、デートクラブ会員加入名下の恐喝による喝取金を他人 名義の口座に振込入金させ、もって、犯罪収益の取得につき事実を仮装した事例(兵庫、 8月起訴)

など、相変わらず暴力団構成員等が他人名義の銀行口座を使うなどして犯罪収益の取得について 事実を仮装している事例が多かったほか、

弁護士(59)が、民事手続きを悪用し、バカラ賭博により得た犯罪収益の帰属を仮装することにより、当該犯罪収益の没収を免れようとした事例(埼玉、6月検挙)

など、暴力団が弁護士に依頼するなどして、犯罪収益の取得を巧妙に仮装しようとした事例もみられた。

同じくマネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等収受事件(第11条)においては、

稲川会傘下組織組長(56)らが、違法性風俗店経営者らから、売春で得た犯罪収益の一部を、その情を知りながらみかじめ料名下で収受した事例(埼玉、9月検挙)

稲川会傘下組織組長(44)らが、違法性風俗店経営者らから、売春で得た犯罪収益の一部を、その情を知りながらみかじめ料名目で収受した事例(神奈川、11月検挙)

などのように、違法な風俗営業や賭博等により得られた犯罪収益を収受した事例が引き続き多く、 前提となる犯罪の実行に暴力団の直接の関与がなくとも、暴力団がみかじめ料名目等での資金獲 得を図っている実態がみられた。

	אם בנע	名口を立つい			コルルしし	<u> </u>	
年 次	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
区 分							
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	6	9	10	13	18	26	16
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)	0	1	0	1	0	0	1
犯罪収益等隠匿(10条)	1	5	9	25	29	21	18
犯罪収益等収受(11条)	0	2	7	10	11	27	35
起訴前の没収保全命令(23条)	1	1	4	3	5	0	3

図表2-7 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用状況(件数)

(5) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

平成18年中における対立抗争事件の発生はなかった(図表2-8)。

近年における対立抗争の沈静化は、

- 暴力団対策法の規定に基づく事務所使用制限命令の発出
- ・ 平成7年に発生した対立抗争に絡み警察官が誤って射殺された事件に関して、山口組 組長の使用者責任を認め、遺族による損害賠償請求を容認した最高裁判所判決にみられ るような、被害者等による民事責任の追及

・ 指定暴力団の代表者等が対立抗争に伴う不法行為について無過失損害賠償責任を負う こととするための平成16年の暴力団対策法の改正

などの取組みの効果とみられる。

しかし、平成18年中には、統計上の対立抗争事件には該当しなかったものの、

道仁会の内紛に起因し、同会本部事務所のほか4ヶ所の傘下組織事務所が、深夜、同時に手榴弾、機関銃及びけん銃で襲撃されたほか、後日、同会傘下組織組員(35)がけん銃で撃たれるなどした事例(福岡・佐賀、5月発生)

など、殺傷力の大きい凶器を使用した不法事案が発生しており、暴力団が対立抗争に備え武器 を調達している状況もうかがわれる。

	年次	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
	生事件数(件)	6	11	11	5	5	7	7	6	6	0
	うち山口組関与事件数	3	9	6	4	1	5	5	5	6	0
発	生回数(回)	53	48	46	18	81	28	44	31	18	0
	うち銃器使用回数	40	39	42	16	71	21	32	19	11	0
	銃器使用率(%)	75.5	81.3	91.3	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	0
列	者数(人)	3	4	3	1	4	2	7	4	2	0
	うち暴力団構成員等以外	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負	傷者数(人)	20	20	12	9	15	14	15	12	4	0
	うち暴力団構成員等以外	2	1	0	0	1	0	0	2	0	0

図表2-8 対立抗争事件の発生状況の推移

注:対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

イ 銃器発砲事件の発生状況

平成18年中における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は36件で、前年に比べ15件減少し、昭和51年以降で最少となった。これらの銃器発砲事件により2人が死亡、8人が負傷しており、前年に比べ、死亡者が5人減少、負傷者が2人増加した。(**図表2-9**)。

近年、銃器発砲事件の発生回数及び死傷者数が激減した背景としては、前述した対立抗争事件の沈静化傾向と同様の要因が考えられる。

しかしながら、

稲川会傘下組織幹部(40)らが、飲食店に向かってけん銃7発を発砲して同店ドア等を 損壊するなどした事例(静岡、3月検挙)

住吉会傘下組織組員(37)が、コンビニエンスストアー駐車場において、同会傘下組織 関係者が乗車している車両に向けてけん銃7発を発砲した事例(千葉、6月)

などのように、暴力団は依然として市民の脅威となる凶悪な犯罪を引き起こしている。

図表2-9 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

年次 区分	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
発砲事件数 (件)	124	134	133	92	178	112	104	85	51	36
うち対立抗争によるもの	40	39	42	16	71	21	32	19	11	0
死 者 数 (人)	16	13	22	17	24	18	28	15	7	2
負傷者数(人)	21	28	20	24	20	20	27	12	6	8

ウ けん銃押収丁数

平成18年中における暴力団構成員等からのけん銃押収数は204丁で、前年に比べ39丁減少している(**図表2**-10)。

減少の要因としては、対立抗争事件や銃器発砲事件の発生の減少のほか、隠匿方法の巧妙化等が考えられる。しかしながら、けん銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であるところ、

稲川会傘下組織組員(44)らが、フィリピン共和国籍船舶を利用し、横浜港からけん銃11 丁、適合実包220個、爆薬、導火線、雷管及び大麻5キログラムを密輸入し、さらに同会傘 下組織関係者宅等から、組織的に管理していたけん銃12丁、けん銃実包等約500個、機関銃 3丁、自動小銃2丁及び手りゅう弾2個等が発見、押収された事例(警視庁・神奈川、1 月~3月押収)

山口組傘下組織幹部(51)らが、対立抗争等に備えて組織的にけん銃8丁、けん銃実包2 37個を隠匿所持していた事例(群馬、2月~4月押収)

などのように、暴力団が大量のけん銃等を組織的に調達、管理している実態がみられる。

年次 平 9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 区分 押収けん銃総数(丁) 204 761 576 580 564 591 327 334 309 243 491 308 正 銃 660 494 525 563 301 276 216 187 (86.7)(85.8) (84.7) (93.1) (95.3) (92.0) (92.2) (89.3) (88.9)(91.7)改 造 銃 101 17 (14.2) (15.3) (6.9) (4.7) (8.0) (13.3)(7.8) (10.7)(11.1)(8.3)

図表2-10 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

注:()内は押収けん銃総数に占める割合(%)である。

(6) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係 4法違反(ノミ行為等)が挙げられる。平成18年中におけるこれらの犯罪に係る暴力団構成員 等の検挙人員は9,412人で、総検挙人員の33.1%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は 2,749人で、構成員の検挙人員全体の32.5%を占めている(**図表 2 -** 11、12)。これらの暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の割合は、近年、減少傾向にあるものの、現在でも総検挙人員の3割を占めており、依然として暴力団の有力な資金源となっていると考えられる。

具体的には、

住吉会傘下組織幹部(43)が、賭博場経営者から、バカラ賭博で得た犯罪収益約6億8 千万円の一部を、その情を知りながらみかじめ料名下で収受した事例(埼玉、2月検挙) 山口組傘下組織幹部(51)が、賭客を募り、サイコロを使用し金銭を賭けて俗に「タ ブ」と称する賭博をした事例(大分、11月検挙)

などがある。また、

極東会傘下組織組長(58)及び松葉会傘下組織幹部(68)らが、朝鮮民主主義人民共和 国から同国船籍の貨物船を利用して覚せい剤数百キログラムを密輸入した事例(警視庁・ 鳥取・埼玉・愛知・群馬、5月検挙)

稲川会傘下組織組長(53)らが、山口組傘下組織幹部(50)に覚せい剤を密売した事件 等の検挙により、稲川会傘下組織を壊滅させた事例(新潟、7月検挙)

などのように、薬物捜査部門と暴力団対策部門の一体的な取締りの成果といえる事例もみられた。

年次 平 9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 区分 暴力団構成員等の総検挙人員(人) 32,109 32,985 32,511 31,054 30,917 30,824 30,550 29,325 29,626 28.417 うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員 14,405 13,695 13,653 12,910 12,100 11,398 10,128 9,379 10,467 9,412 割合(%) (44.9) (41.5) (42.0) (41.6) (39.1)(37.0)(33.2)(32.0) (35.3)(33.1)覚せい剤 7,804 7,193 7,933 7,720 7,298 6,016 6,810 6,043 6,699 5,412 恐喝 2,523 2,638 3,044 2,889 3,290 3,070 2,954 3,092 2,808 2,619 賭博 1,164 845 1,728 1,881 1,575 1,238 1,374 780 837 685 ノミ行為等 2,235 1,577 1,256 736 494 371 322 193 240 161

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

図表 2 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

×	年次公分	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
		10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471
	うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員	4,108	3,871	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385	3,054	3,083	2,749
	割合(%)	(38.2)	(36.5)	(37.7)	(38.1)	(36.1)	(34.7)	(33.5)	(33.3)	(35.3)	(32.5)
	覚せい剤	2,191	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514	1,688	1,445
	恐喝	1,283	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358	1,232	1,197
	賭博	364	238	188	131	118	117	72	90	97	66
	ノミ行為等	270	237	206	143	107	101	65	92	66	41

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団を利用する 企業と結託するなどして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種の事業活動に進出し、 暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。また、 許可、登録等の所要の手続を経ずに、これらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

(ア) 金融業

暴力団は、その資金獲得の手段として、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付ける方法を中心とした金融業を利用している状況がうかがわれる(**図表 2 -** 13)。

具体的には、

共政会傘下組織組員(30)らが、高金利で金銭を貸し付けるに際し、顧客に口座を開設させ、そのキャッシュカードを取り上げて同口座に返済金を振り込ませる方法で法定金利を超える利息を受け取った事例(広島、7月検挙)

などのように、暴力団が巧妙に資金獲得を図っている事例もみられた。

年次 亚 9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 貸金業規制法の検挙人 員(人) 46 56 56 41 64 52 130 129 72 96 うち暴力団構成員の検挙人員 23 33 22 20 23 53 29 38 63 39 出資法の検挙人員(人) 57 60 80 57 76 68 258 160 90 93 うち暴力団構成員の検挙人員 19 29 25 17 26 31 25 77 46 35

図表2-13 貸金業規制法違反及び出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

(イ) 産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理業に関しては、処理費用を抑えるために不法投棄等の不適正処理等を行えば、多額の収益を上げることができることから、

山口組傘下組織組員(41)らが、無登録で解体業を営み、建築解体した産業廃棄物を 不法に投棄した事例(奈良、5月検挙)

などのように、暴力団がこの分野に介入している状況がうかがわれる(図表2-14)。

図表 2 - 14 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

⊠∶	年次 分	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
暴力	団構成員等の検挙人員(人)	181	248	184	121	204	225	260	181	199	225
	うち暴力団構成員の検挙人員	30	36	43	28	47	63	52	54	31	74

(ウ) 建設業

暴力団が関係企業を通じて建設業に進出し、暴力団の威力を用いて、公共工事の談合を差配したり、公共工事を受注したり、同業者を脅して下請け参入を強要したりするなどの従来からみられた形態に加え、近年では、暴力団関係企業が、大規模な公共工事により多く参入するため、経営実態を偽るなどの虚偽申請を行う形態が多くみられる。

具体的には、

山口組傘下組織組長の指示により組合を設立し、同組織の威力を背景に、周辺地区のライバル業者を排除しつつ公共工事を受注し、落札金額の数パーセントを同組長に上納していた山口組傘下組織関係企業数社を、経営事項審査の虚偽申請、不正手段による特定建設業許可取得等の建設業法違反により検挙した事例(岡山、平成17年11月~平成18年2月検挙)

などがある。

(I) その他

暴力団は、これらの業種以外にも、

山口組傘下組織幹部組員(68)が、シジミの密漁グループに道具や場所の提供をする などして密漁を幇助し、漁業法違反により検挙した事例(島根、10月検挙)

元山口組傘下組織組長(61)が、公安委員会の許可を受けないで、中古タイヤを国内の業者から買い付け、これを朝鮮民主主義人民共和国船籍の船舶に売却し、古物営業を営んだ事例(京都、12月検挙)

などのように、様々な分野に介入し、資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力

平成18年中における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は460件であった。

総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの総検挙人員は429人、総検挙件数は296件であったほか、 会社法(旧商法)違反事件(利益供与要求)を3件検挙した。

企業対象暴力に関しては、

合田一家傘下組織幹部(57)が、市発注の公共工事に因縁を付け、請負業者からみかじめ料を喝取しようとした事例(山口、3月検挙)

山口組傘下組織組長(45)が、公共工事である橋梁塗装工事を受注した会社に対し、地 元対策名下に下請参入を要求した事例(大分、5月検挙)

山口組傘下組織組長(52)らが、談合業者から受注額の一定割合を上納金として受け取った見返りとして、談合に応じない業者の工事を妨害した事例(高知、7月検挙)

山口組傘下組織組員(34)が、公共工事落札業者に対し、地元業者の下請参入を強要し

た事例(長崎、11月検挙)

などのように、公共工事の受注に絡み、企業に不当な要求をするものがみられたほか、

総会屋(56)が、東証一部上場建設会社の株主総会に出席発言するなどした後に、同社 所有の土地の売却を要求した事例(警視庁、4月検挙)

などのように、総会屋の検挙もみられる。

行政対象暴力に関しては、

政治活動標ぼうゴロ(64)らが、全国の自治体首長等を対象にビデオテープの購入を要求し、現金を脅し取った事例(京都・北海道・山形・新潟・石川・岡山・広島・大分・鹿児島、2月検挙)

などのほか、

NPO法人代表である暴力団関係者(58)が、市立保育所の民営化に当たり、同保育所の移管先として同代表が評議員を務める社会福祉法人が落選したことから、同選考結果を 見直させるため、市職員を脅迫、強要した事例(大阪、9月検挙)

などのように、NPO法人を利用して不法行為を敢行している状況がうかがわれる。

エ 金融・不良債権関連事犯

平成18年中における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は36件で、平成12年 以降減少傾向にある(**図表2**-15)。競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程 におけるものには、

稲川会傘下組織組長(56)らが、競売物件前に暴力団の代紋等が記載された街宣車両を 駐車するなどして、執行官に対して殊更に暴力団の威力等を示すなどして競売を妨害した 事例(警視庁、7月検挙)

などがあるところ、その全体に占める比率は長期的には低下傾向にある。

一方、融資過程におけるものには、

山口組傘下組織幹部(39)らが、金融機関に対し偽造した税務署収受印を表示した確定 申告書を提出するなどして、事業資金融資名下に約5,500万円を騙し取った事例(神奈川、 10月検挙)

などのほか、

住吉会直系組長(68)らが、信用金庫会長(71)と共謀し、返済能力のない同組長関係 企業に対して融資を実行、同信用金庫に損害を与えた事例(警視庁、3月検挙)

などのように、金融機関がいまだ暴力団等反社会的勢力との関係を遮断できていない実態がみられる。

図表2-15 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区:	A)	白 announced	F次 ·····	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
融	資	過	程	2	11	18	19	27	9	13	11	12	14
債	権回	収 過	程	77	74	84	98	74	63	63	43	38	21
総			計	79	85	102	117	101	75	76	55	51	36

注1:「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2:「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3:平成14年の総計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年、平成17年及び平成18年の総計にはそれで14年の2016年、14年を含む。

才 詐欺

平成18年中における暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は前年に比べ73人増加している(**図表2-1**)。暴力団構成員等が、公的機関や金融機関等の企業を対象として、融資金・保険金等を詐取する形態や、振り込め詐欺、インターネットオークションを利用した詐欺のように一般市民を対象として多額の金銭を詐取する形態など、様々な詐欺事案に関与している実態がみられる。

具体的には、

山口組傘下組織組長(32)らが、携帯電話のポータビリティ制度導入により、携帯電話番号のゾロ目等いわゆる良番が破格値で取り引きされていることに着目し、利用権譲渡契約書を偽造するなどして、携帯電話番号の利用権を騙し取った事例(兵庫、8月検挙)

などのように、暴力団が時勢に応じて資金獲得が可能な分野にいち早く介入して犯罪を敢行しているもののほか、

住吉会傘下組織組長(29)が、通信教育受講者を対象として受講登録の個人情報抹消名 下に、組織ぐるみで約8,000万円を騙し取った事例(宮城、2月検挙)

山口組傘下組織組員(44)らが、組織で任務分担し、事業への出資金名下に数億円を騙 し取った事例(大阪、5月検挙)

山口組傘下組織幹部(47)らが、建設会社社長らと結託し、虚偽の所得証明書を作成するなどして、住宅ローン融資名下に約1,600万円を詐取した事例(和歌山、12月検挙)などのように、暴力団が組織ぐるみで多額の金員を詐取している事例もみられる。

カ 窃盗及び強盗

平成18年中における暴力団構成員等の窃盗犯の検挙人員は3,139人、強盗犯の検挙人員は593人と、これら事犯は、暴力団構成員等に係る主要な罪種の一つであり、これらについても暴力団の資金源となっているものとみられる。

具体的には、

山口組傘下組織幹部(36)らが、窃盗グループを組織化し、任務分担に従って、広域に

わたって自動車、カーナビ等を窃取した事例(鹿児島、岐阜、4月検挙)

山口組傘下組織組員(50)らが、窃盗グループを組織化し、任務分担に従って、広域に わたって重機を窃取した事例(栃木、7月検挙)

住吉会傘下組織幹部(54)や元暴力団員らが、共謀の上、都内資産家宅に押し入り、同家夫婦を緊縛し、傷害を負わせ、現金及び貴金属等を強取した事例(警視庁、5月検挙)などのように、暴力団が組織ぐるみで、また組織外の者と連携しながら、窃盗、強盗を敢行している実態がみられる。

キ 最近の暴力団の資金獲得犯罪の特徴

最近の暴力団は、景気回復基調に乗じて、いわゆるバブル経済期によくみられたような不動産取引、証券取引の利用による犯罪を敢行している状況がみられる一方、バブル経済崩壊後に目立っていた金融・不良債権関連事犯の検挙件数は平成12年以降は減少傾向にあり、暴力団が、その時々の社会経済情勢の変化に対応して、多額の資金を獲得できるポイントを巧みに探り当てながら資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

いわゆるバブル経済期にみられたような不動産取引、証券取引の利用による犯罪の事例としては、

山口組直系組織組長(63)らが、都内一等地に所在するビルについて、同組織関係企業への売買契約書を作成するなどして、内容虚偽の所有権移転登記申請を行い、登記簿にその旨不実の記録をさせて備え付けさせた事例(警視庁、5月検挙)

山口組傘下組織幹部(39)が、行政書士らと共謀して、登記申請書等を偽造し、架空の 土地売買により宅地の所有権を電力会社に移転した旨の内容虚偽の所有権移転登記をした 事例(福岡、7月検挙)

山口組直系組長(66)らが、不動産会社社長と共同して競売落札した不動産物件を転売するに際し、転売先から取引の条件として、同社長の誓約書の提出を求められたことから、同社長を脅迫し、誓約書への署名を強要した事例(大阪、8月検挙)

大証二部上場企業代表取締役(53)らが、株価をつり上げ、新株発行で利益を得るために、見せ金による仮装増資を目的として、山口組傘下組織関係企業から8億円を借り入れ、同大証上場企業の発行株式の総数、資本の額がそれぞれ変更された旨の内容虚偽の変更登記を法務局に申請した事例(大阪、2月検挙)

山口組傘下組織関係企業が、上場予定がない企業が確実に上場する旨の虚言を用いて、

一般投資家から、同社の未公開株式買付金名下に金員を騙し取った事例(千葉、5月検挙) などがある。

その他の特徴としては、

山口組傘下組織関係者(40)らが、インターネットカフェにおいて、インターネットで

ダウンロードした「バカラ」や「ポーカー」のゲームソフトを使い、賭客を相手に賭博を した事例(石川、3月検挙)

山口組傘下組織幹部(43)が、インターネット掲示板「2チャンネル」を利用して覚せ い剤を密売した事例(新潟、7月検挙)

などのように、暴力団によるインターネットを利用した犯罪が目立っているほか、

山口組傘下組織幹部(45)らが、金融機関から融資名下に金員を騙し取るため、虚偽の 養子縁組を繰り返し、改姓した事例(埼玉、5月検挙)

山口組傘下組織幹部(28)らが、転売目的で、偽造した国民健康保険被保険者証を利用 して金融機関から通帳を騙し取った事例(北海道、8月検挙)

沖縄旭琉会幹部(44)らが、他人名義の携帯電話を譲渡した事例(沖縄、10月検挙)

山口組傘下組織組員(39)らが、振り込め詐欺等不正に使用、譲渡する目的で、金融機関から預金通帳とキャッシュカードを騙し取った事例(長野、11月検挙)

などのように、偽装の養子縁組、借名口座の調達等いわゆる犯罪インフラを構築する犯罪を引き続き敢行していることが挙げられる。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

2月10日、松葉会(東京都)が東京都公安委員会により指定暴力団として5度目の指定を、二代目福博会(福岡県)が福岡県公安委員会により指定暴力団として3度目の指定を受けた。 12月末現在、21の団体が指定暴力団として指定されている(**図表3-1**)。

指定暴力団の指定の状況 図表3-1

	, zi	主たる事務所の所在地	华丰士工士	* + * *	# d = #	如同埃克尔日息	効力期限(指定回数)	代数
番号	15 17	主にも華務所の所任息	1人女 9 る 13	57 /J 和 四	情况 夹 双	初四阳足平万口	加力利限(指定回数)	4
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,000人	平成4年6月23日	平成19年(5回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	稲川 角二	1都1道18県	約5,000人	平成4年6月23日	平成19年(5回)	
3	住 吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府17県	約6,600人	平成4年6月23日	平成19年(5回)	(B)
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1- 1-12	野村 悟	3県	約620人	平成4年6月26日	平成19年(5回)	(4)
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約240人	平成4年6月26日	平成19年(5回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約350人	平成4年6月26日	平成19年(5回)	
7		京都府京都市下京区東高瀬川筋 上ノロ上る岩滝町176-1	圖越 利次	1道1府1県	約810人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	ţ
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約300人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	6
9	大 代 目合 田 一 家	山口県下関市竹崎町3-13-6	温井 完治	3県	約200人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	3
10	四代目小桜一家	庭児島県庭児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約110人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成19年(5回)	
12	道(二)会	福岡県久留米市通東町6-9	松尾誠次郎	5県	約910人	平成4年12月14日	平成19年(5回)	
13	二代目親和会	番川県高松市塩上町2-14-4	細谷 國彦	県内	約70人	平成4年12月16日	平成19年(5回)	
14	双爱会	千葉県市原市潤井戸1343-8	申 明荫	2県	約320人	平成4年12月24日	平成19年(5回)	0
15	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	波邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成20年(5回)	*
16	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約170人	平成5年3月4日	平成20年(5回)	***
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区西心斎橋2- 7-15	金 在鶴	2府1県	約160人	平成5年5月26日	平成20年(5回)	
18	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,400人	平成5年7月21日	平成20年(5回)	(8)
19	東 組	大阪府大阪市西成区山王111-8	岸田 清	府内	約170人	平成5年8月4日	平成20年(5回)	(3)
20	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,300人	平成6年2月10日	平成21年(5回)	
21	二代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	和田万亀男	4県	約340人	平成12年2月10日	平成21年(3回)	(1)

注: 1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代数」は、平成18年6月26日現在のものを示している。
2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
5 極東桜井總家連合会(平成5年7月8日静岡県公安委員会指定)は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。
6 國粹会(平成6年5月13日東京都公安委員会指定)は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。
7 中野会(平成11年7月1日大阪府公安委員会指定)は、団体散めのため、平成17年12月22日に指定を取り消された。
8 平成18年末における合業力団嫌成品数(41500人)によめる指定業力団機成品数(39100人)の比率は94.2%である。

⁸ 平成18年末における全暴力団構成員数(41,500人)に占める指定暴力団構成員数(39,100人)の比率は94.2%である。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は28,101件に上っている。

平成18年中における中止命令の発出件数は2,488件で、前年に比べ180件減少している(**図表3-2**)。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為(9条)に対するものが1,618件(前年比101件減)と全体の65.0%を、加入強要、脱退妨害(16条)に対するものが556件(同12件増)と全体の22.3%を占めている(**図表3-3**)。

団体別では、山口組に対するものが1,152件と最も多く、全体の46.3%を占め、次いで稲川会377件、住吉会333件の順となっている(**図表3-3**)。

中止命令を発出した事例をみると、

六代目山口組傘下組織組長(53)が、公共工事の下請業者に対し、電話で「工事うるさいとか何か言うても仕方ないんで、まあ、仕事させて欲しいんや。建築で鳶や土木等や。」「電話やったら埒あかんから、一度会って話がしたいんや。」等と告げて、不当に下請参入を要求した事例(大阪、7月中止命令)

などのように、暴力団が民事取引に藉口しながら不当な要求を行っている実態がみられる。

また、暴力団が、その勢力維持・拡大のため、粗暴かつ悪質な加入強要や脱退妨害を行っている実態がみられる。具体的には、

稲川会傘下組織幹部(28)が、暴力団を脱退することを伝えた暴力団組員(41)に対し、「お前子供いるんだろ。子供の学校にも行かなくちゃなんないな。仕事もできねーだろうし、どうなるか分かってんだろ、おめぇ、今日中に家族で飛べよ。ヤクザのやり方でやるからな。」等と脅迫し、暴力団から脱退することを妨害した事例(静岡、7月中止命令)などがあるところ、これは、違反行為者たる指定暴力団員が、脅迫罪等で検挙されてもなお不当な行為を中止しようとしなかったものである。

警察では、暴力団対策法に基づく中止命令を的確に発出して、こうした行為を規制している。

区分	年次	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
中 止 命	令	1,737	1,900	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488
再発防止命	令	60	43	25	95	96	141	114	161	112	128
事務所使用制限	命令	0	0	5	0	8	0	6	0	1(1)	0

図表3-2 行政命令の発出件数の推移

注:()内は事務所使用制限に係る仮命令を発出したが、事務所を撤去したことに伴い、撤回した仮命令の件数を外数で示している。

イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は1,130件に上っている。

平成18年中における再発防止命令の発出件数は128件で、前年に比べ16件増加している(**図表3-2**)。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為(9条)に対するものが88件(前年比1件減)と全体の68.8%を、加入強要、脱退妨害(16条)に対するものが34件(同14件増)と全体の26.6%を占めている(**図表3-3**)。

団体別では、山口組に対するものが52件と最も多く、全体の40.6%を占め、次いで稲川会41件、住吉会9件の順となっている(**図表3-3**)。

再発防止命令を発出した事例をみると、

四代目工藤會傘下組織幹部(40)が、飲食店経営者に対し、同組織の威力を示して縄張 り内で営業を営む代償として金品を要求したことなどから、1年間、営業を営む者に対し、 金品等の要求をしてはならない旨を命じた事例(山口、9月再発防止命令)

などのように、暴力団がみかじめ料や用心棒料等を要求し、縄張り内で繰り返し資金獲得活動 を行っている実態がみられる。

また、暴力団構成員が、

稲川会傘下組織組員(38)が、親交者を使って、飲食店経営者等に対し同組織の威力を示してみかじめ料を要求したことなどから、1年間、かかる準暴力的要求行為をすることを要求等してはならない旨を命じた事例(千葉、7月再発防止命令)

などのように、暴力団構成員以外の者を使って、不当な要求行為を行っている例も依然として みられる。

警察では、暴力団の資金源を封圧するため、反復して同種の暴力的要求行為等が行われるお それが認められる場合には、再発防止命令を発出して、こうした行為を規制している。

ウ 事務所使用制限命令

平成18年中における事務所使用制限命令の発出はなかった(図表3-2)。

(3) 命令違反事件の検挙状況

平成18年中における命令違反事件の検挙件数は8件(前年比9件減)である。警察では、

沖縄旭琉会傘下組織組員(28)は、2月、沖縄県公安委員会から1年間、みかじめ料等を要求することなどを禁止する再発防止命令を受けていたにもかかわらず、ビリヤード店経営者に対してみかじめ料を要求した事例(沖縄、2月検挙)

などのように、命令違反行為に対する厳正な取締りを行うことにより、暴力団対策法による抑止 効果を高めるよう努めている。

形能	· 団体別	区 分	中止命令(件)	再発防止命令 (件)
////	<u> </u>	人の弱みに付け込む金品等要求行為	10	0
		不当贈与要求行為	792	3 6
		不当下請等要求行為	2 1	0
		みかじめ料等要求行為	237	2 4
形		用心棒料等要求行為	356	2 3
		高利債権取立行為	2 4	0
		不当債権取立行為	25	0
		不当債務免除要求行為	93	2
	9条	不当貸付等要求行為	1 7	1
		不当信用取引要求行為	0	0
		不当自己株式買取等要求行為	3	0
台灣		不当地上げ行為 競売等は実行為] 3 ! 1	0
態		│競売等妨害行為 │不当示談介入行為	1	0
		个ヨ小説が入り場 因縁を付けての金品等要求行為	38	ž
	10条 1 項	暴力的要求行為の要求等		0
	10条 2 項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	273	_
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	_	1
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等		4
別	12条の5	準暴力的要求行為の禁止	1	11
		少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害	6 3	1
	16条	威迫による加入強要・勧誘及び脱退妨害	449	3 3
		密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	4 4	0
	17条	配下組員等に対する加入の強要の命令等	2 1	0
	20条	指詰めの強要等	3 1	0
	24条 29条	少年に対する入れ墨の強要等 事務所における禁止行為	8	
	1 Z3 	争務別にのける示正[] 荷		
		六代 目 山 口 組	1, 152	5 2
		稲川会	377	41
		住 吉 会	333	9
		四代目工藤會	23	2
_		三代 目 旭 琉 会	1 5 1 8	3
団		沖 縄 旭 琉 会 五 代 目 会 津 小 鉄 会	3 4	4
		<u>五代目会津小鉄会</u> 五代目共政会	8	0
			7	1
			1	0
体		<u>四 代 目 小 桜 一 家</u> 三 代 目 浅 野 組	5	0
177		<u> </u>	8 0	6
		二代目親和会	5	0
		双	2 0	4
		三 代 目 俠 道 会	4	0
別		太 州 会	8	0
		七 代 目 酒 梅 組	0	0
		極 東 会	4 7 1 7	1 0
		東 組		<u> </u>

	<u>極</u> 東 松	東		<u>会</u> 組	4 7	1 0
	東松	**		組	1 7	0
	松	alde				
					6 6	3
1 I .	= 1	せ 目	福博		11	1
	指定	暴力団体		以 外	257	1
合				計	2,488	1 2 8

5 暴力団排除活動の現状

(1) 行政対象暴力対策の推進

警察では、暴力団等による行政対象暴力に関し、暴力団等の資金源の封圧及び行政の健全性、 公正性確保の観点から、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締りの強化を柱とする諸対 策を推進しているところである。

全国の地方公共団体では、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプライアンス条例・要綱等の制定が進められており、平成18年末現在で、全国の地方公共団体の95.6%において制定されている。

行政機関との連携強化が図られた事例としては、

大阪府下の自治体は、コンプライアンス要綱等の制定と併せて、自治体、地元警察署、大阪府暴力追放推進センター及び弁護士会が行政対象暴力対策に関して緊密な連携を図れるよう協議会を設置(平成18年末現在44自治体中38自治体で協議会を設立)

などがある。

また、国レベルでは、9月、行政対象暴力関係省庁等連絡会議(平成15年以降4回目)が開催されるなど、行政機関等における組織的対応の強化が進められている。

さらに、警察庁では、

政治活動標ぼうゴロ(64)らが、全国の自治体の首長等を対象にビデオテープの購入を要求し、現金を脅し取った事例(京都・北海道・山形・新潟・石川・岡山・広島・大分・鹿児島、2月検挙)

を受け、平成18年3月30日に、全国市長会長及び全国町村会長に対し、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会と全国暴力追放運動推進センターとの三者連名により、行政対象暴力対策の強化、機関誌購読一斉拒否への取組み、関係機関との連携について申し入れを行い、併せて、都道府県警察に対し、地方公共団体との一層の連携を指示した。

一方で、

同和対策事業として市所有に係る駐車場の管理業務を約30年間にわたって行っていた同和 団体支部長である元山口組傘下組織幹部(72)が、同駐車場の運営収益の一部を横領した事 例(大阪、5月検挙)

同和団体支部長である元山口組傘下組織幹部(72)が、市人権文化センター館長と共謀し、 雇用事実及び健康保険被保険者資格がない3人について、資格等があるように装って、健康 保険被保険者証7通を騙し取った事例(大阪、6月検挙)

住吉会傘下組織幹部(41)らが、市発注の下水道工事に関して、工事現場を通った際にベンツに傷が付いたと因縁を付け、市副部長及び課長に受注業者を市役所に呼び出させるとともに、「こんな会社には二度と仕事をさせるな。この工事もストップしろ。」などと同副部長らを利用して受注業者役員らを脅迫し、受注業者から現金100万円を脅し取った事例(埼玉、

4月検挙)

などの例にみられるように、行政が被害者となる事例のほか、行政を利用し、公正性や公平性が ゆがめられる事例もみられることから、警察では、今後とも行政機関との連携を一層強化しつつ、 行政対象暴力対策を推進していくこととしている。

(2) 民事訴訟支援等の推進

警察では、各都道府県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)、弁護士会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者による当該暴力団への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。主な事例としては、

平成15年7月、神奈川県横浜市内において、稲川会傘下組織幹部(51)らが、会社員に暴行を加え、死亡させた事件につき、稲川会総裁らに対して使用者責任を追及する損害賠償請求訴訟が提起されたところ、神奈川県警察が、弁護士会、暴追センターと三者協定を締結してこれに必要な支援を実施している事例(神奈川、6月)

平成15年1月、群馬県前橋市内のスナック店において、住吉会傘下組織組長(53)らが元稲川会傘下組織組長らを襲撃した際、同店内に居合わせた一般市民が巻き添えとなり死亡した事件につき、住吉会総裁らに対して使用者責任を追及する損害賠償請求訴訟が提起されたところ、群馬県警察が、弁護士会及び暴追センターと連携してこれに必要な支援を実施している事例(群馬、11月)

などがある。

(3) 各種業及び公共事業からの暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、資金獲得活動の取締りに加えて、国及び地方公共 団体と連携して、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を強力に 推進している。

各種業法違反の検挙により、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

山口組傘下組織関係企業(建設業)数社に対する建設業法違反を検挙し、これを受けた県が、全ての業者を指名停止等(うち2社については建設業許可の取消し)にするとともに、不正手段により特定建設業の許可を取得した2社に対し、役員すべてに対して5年間新たに営業を開始することを禁止した事例(岡山、3月)

山口組傘下組織関係企業(建設業)2社に対する建設業法違反事件を検挙し、これを受けた国、県等が同2社を指名停止にするとともに、建設業許可を取り消した事例(兵庫、9月)

などがある。

また、各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

山口組傘下組織の親睦グループのメンバーである産業廃棄物収集運搬会社が、顧問料の名 目等で、同組織に資金を提供していた事実等を県に通報し、県が同社の業許可を取り消した 事例(和歌山、4月)

山口組傘下組織関係企業である産業廃棄物収集運搬会社に対する自動車の保管場所の確保 等に関する法律違反等事件を検挙したことにより、山口組傘下組織幹部が同社の事業活動を 支配していることが明らかとなったことから、その旨を県に通報し、県が同社の業許可を取 り消した事例(奈良、8月)

などがある。

公共事業からの暴力団排除については、平成17年6月、国発注の公共工事からの暴力団排除を一層推進していくため、警察庁と国土交通省が、都道府県警察と地方整備局等との連携を強化することについて合意した。当該合意に基づき、各都道府県警察と各地方整備局等との間で、暴力団排除に関する合意書の締結が進められていたところ、平成18年2月に全国で合意書の締結が完了した。

このような取組みが進められた結果、

稲川会傘下組織関係建設業者を公共工事をめぐる談合事件により逮捕するとともに、同業者が同傘下組織へ恒常的に資金提供している事実を明らかにし、山梨県及び関東地方整備局へ通報した結果、同社を山梨県が2ヶ月の指名停止処分、関東地方整備局が指名排除処分とした事例(山梨、2月県指名停止、5月関東地方整備局指名排除)

山口組傘下組織関係建設会社を建設業法違反により逮捕するとともに、同組織が関与している政治結社に同社が資金提供している事実を明らかにし、岡山県及び中国地方整備局へ通報した結果、同社を岡山県が18ヶ月の指名停止処分、中国地方整備局が指名除外処分とした事例(岡山、5月)

工藤會傘下組織関係建設会社の代表取締役(57)を強要等事件により逮捕するとともに、 同人が工藤會傘下組織組長と社会的に非難されるべき関係を有している事実を明らかにし、 福岡県及び九州地方整備局へ通報した結果、同社を福岡県が6ヶ月の指名停止処分、九州地 方整備局が12ヶ月の指名排除処分とした事例(福岡、6月)

などのように、暴力団の維持、運営に協力等していた建設業者を指名除外等により、国発注の公 共工事等から排除した事例がみられた。

また、平成18年3月、警察庁は、独立行政法人水資源機構の発注工事等からの暴力団排除を一層推進するため、同機構と連携を強化することで合意し、暴力団等から不当要求を受けた受注業者が警察等に対してその事実を通報しなかった場合には、工事成績点を減点し、指名業者選定の際の評価に反映させる方式が盛り込まれた。平成18年末現在、関係する22府県警察すべてにおい

て、同機構支社、局との合意書の締結が完了している。

(4) プロ野球球場等からの暴力団排除活動

暴力団等がプロ野球球場において、応援団を仮装するなどして、球場管理者の許可を得ずに物品を販売したり、暴力的手段により占拠した外野席を高値で一般客に供与するなどして資金を獲得している実態が、事件検挙等により明らかになったことから、警察では、プロ野球球場から暴力団等を排除し、その資金源を遮断するとともに、一般娯楽施設としての健全性を確保するため、各プロ野球球場等との連携を強化し、

住吉会傘下組織幹部(46)が、プロ野球試合観戦中に球場のフェンスをよじ登る行為を警察官に制止された際に、同警察官に対して暴行を加えたことから、公務執行妨害で検挙した事例(千葉、9月)

などのように、違法行為を徹底して取り締まり、プロ野球球場等からの暴力団等の排除対策を推進している。

また、円滑な試合進行と観客の安全かつ平穏な試合観戦を確保することを目的として、平成18年2月から、入場券販売及び入場の拒否事由、観戦の際の禁止行為、球団による応援団の許可等について規定した「試合観戦契約約款」や応援団の許可基準及び手続について規定した「特別応援許可規程」が施行されるなど、プロ野球球場等からの暴力団等の排除に向けた取組みに更なる進展がみられた。警察では引き続きこのような取組みに対し、所要の支援・連携を行っていくこととしている。

(5) 公共施設等からの暴力団排除

暴力団の勢力誇示及び資金獲得活動を防止し、施設利用客等の安全確保を図るため、警察では、 県旅館ホテル生活衛生同業組合(旅館、ホテル365軒が加盟)に対して、旅館、ホテルから 暴力団を排除するための組織の設立等を要請した結果、同組合が暴力団排除対策協議会を設 立した事例(青森、6月)

市内大規模シティホテル(6ホテル)に対する要請の結果、ホテル6社会暴力団排除連絡協議会が設立されるとともに、うち2社が、山口組直系組長等へ宿泊約款に基づく施設利用拒否通知書を郵送し、排除の徹底を図った事例(兵庫、10月)

などのように、暴力団排除協議会の設立、利用約款等への暴力団排除条項盛込みの働きかけ等を 通じて、公共施設、旅館、ホテル等からの暴力団排除を推進している。

このような取組みにより、

市所管の勤労者福祉センターに対する住吉会傘下組織からの利用申込みを、暴力団排除条項を規定した施設運営規則等により拒否した事例(宮城、12月)

などのように公共施設等から的確に暴力団を排除している一方で、

山口組直系組長らが、比叡山延暦寺において歴代組長の法要と称して義理かけを行った事例(4月、滋賀県)

などのように、暴力団が勢力誇示、資金獲得等を目的として今なお公共施設等を利用している状況がみられることから、警察では、公共施設等からの暴力団排除が徹底されるよう、引き続き関係機関に対して強力な働きかけを行っていくこととしている。

(6) 新たな分野における暴力団排除の推進

ア 生活保護の不正受給対策の推進

警察庁では、暴力団員による生活保護費の不正受給事案に適切に対処するため、厚生労働省と協議を行い、平成18年3月、暴力団員に対する生活保護費は原則として支給しないとする厚生労働省の方針を受け、各都道府県警察に福祉事務所等生活保護実施機関との連携を強化することなどを指示し、生活保護からの暴力団排除対策を一層強力に推進していくこととした。

この取組みにより、

松葉会傘下組織組員(33)を暴力行為により逮捕したところ、同人が平成14年9月から生活保護の支給を受けていたことが明らかとなったことから、関係機関に通報した結果、被疑者に対する生活保護が停止された事例(福島、9月)

などのように、生活保護実施機関と警察との連携により生活保護からの更なる暴力団排除が進んでいる。

イ 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅からの暴力団排除の推進

警察庁では、独立行政法人都市再生機構が、暴力団による対立抗争事件の波及等の未然防止等により住民の安全を確保するため、暴力団を賃貸住宅の賃貸借契約から排除することとしたことを受け、平成18年11月、関係都道府県警察に対して、同機構との間において暴力団排除のための協議会の設置など暴力団排除に向けた必要な支援、指導を行うなど同機構との連携を強化すること等を指示し、同機構賃貸住宅からの暴力団排除を推進している。

ウ 高速道路事業からの暴力団排除の推進

警察では、暴力団等による高速道路事業及びその他の関連事業に対する不当要求行為等を排除 するため、高速道路株式会社(東日本、中日本)と協議を行い、同社の各支社ごとに暴力団排除 のための協議会を設立するなど高速道路事業からの暴力団排除を推進している。

平成18年末現在、東日本高速道路株式会社の4支社中3支社及び中日本高速道路株式会社の4 支社中3支社で協議会が設立されている。

エ 証券取引からの暴力団排除の推進

最近、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、 暴力団等の反社会的勢力が証券市場に介入し、資金獲得を図っている状況がうかがわれる。

警察庁では、証券取引に介入してくる暴力団等の反社会的勢力の違法又は不当な行為の防止を図り、健全で公正な証券市場の構築に寄与するため、東京証券取引所や日本証券業協会を始めとする証券関係者との連携を強化し、暴力団を排除するための協議会を設立するなど、証券取引からの暴力団排除を推進している。

(7) 暴力団関係相談の受理状況

平成18年中における警察及び暴追センターに寄せられた暴力団関係相談の受理件数は36,172件 (警察:18,191件、暴追センター:17,981件)であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が7,289件で最も多く、全相談 受理件数の20.2%を占めており、更にその内訳をみると、因縁を付けての金品等要求行為が2,106件で最も多く、次いで不当寄付金要求行為が1,429件、不当債権取立行為が766件の順となっている。

また、警察においては、受理した相談を端緒として、事件検挙や暴力団対策法に基づく行政命令により相談者や被害者の保護を図っている。

(8) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力 団構成員は、平成18年中は約500人であり、暴力団対策法施行後の合計は約8,890人に上っている。 また、関係機関・団体と連携を図り、全国に設置された社会復帰対策協議会を通じて就業に成功 した元暴力団員は平成18年中は15人であり、同法施行後の合計は994人に上っている。

さらに、社会復帰対策を効果的に推進するため、暴力団から離脱し、就業した者について、社会復帰アドバイザーが、本人、その家族、雇用事業者等を訪問するなど、事後の対策の充実にも努めている。